

## 下水道事業の取組状況について

### 1. 排水設備工事に係る設計審査等手数料について

#### (1) 概要

排水設備の新設・改造等を行う際には、条例により「事前申請及び確認申請を受けると共に、工事しゅん工後に工事検査を受けなければならない」と規定されており、手続きに対する手数料が定められています。

#### (2) 内容

第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、使用料・手数料の見直しを進めています。具体的には、事務処理にかかる実経費や受益者負担割合の他、近隣市町との比較を踏まえながら適正化を図ってまいります。

項目	地区	区分	現行料金	(参考)		
				経費単価	近隣市町平均	パブリックコメントで提示した見直し案
設計審査 手数料	本土	内径 150 ㍓まで	300 円	1,752 円	500 円	450 円
		内径 200 ㍓以上	500 円			750 円
	浦戸	内径 150 ㍓まで	300 円	5,255 円	なし	450 円
工事検査 手数料	本土	1 回につき	150 円	1,752 円	500 円	220 円
	浦戸	1 回につき	150 円	5,255 円	なし	220 円

※根拠となる条例 本土部：下水道条例、浦戸地区：漁業集落排水事業条例

#### (3) 今後の予定

- ・令和6年9月 関係条例の改正案を提案
- ・令和7年4月 新手数料を適用